別紙１

委託業務仕様書

１　委託業務名

介護事業所人材育成認証評価事業

２　委託目的

第三者による調査及び認証制度を通じて介護事業所の意識改革を行うことで、各事業所が従業員の介護の質を高めることが期待できるとともに、優良事業所を認証評価することで、求職者が優良な事業所であるか判断できる指標を与え、介護人材の確保に寄与する。

３　対象となる事業所

令和６年度に介護サービス情報公表の調査を実施した介護事業所で認証評価を希望する事業所

４　履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日

５　委託内容

（1）介護事業所における人材育成認証評価

ア 「介護サービス情報公表調査」を任意で実施している事業所に対する、介護事業所人材育成認証評価制度の周知。

イ 事業所からの申請を受理し、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業実施要綱」に基づく審査。

ウ 上記審査の結果、基準に適合していると認められる事業所について、別に指定する日時までに高齢福祉課に書面及び電子データによる報告。

なお、「介護サービス情報公表調査」の完了から審査結果の報告期限までは1～2 週間程度になると見込まれるが、期日までに業務を完了すること。

（2）普及啓発のための広報

ア 介護事業所及び求職者・一般県民に対し、本事業について周知を図ること。

（周知事項）

介護事業所：本事業の趣旨や認証要件、認証を受けるメリット等

求職者・一般県民：本事業の認知度向上に資する事項

イ 本事業の普及啓発を図るためのポスター及びチラシを作成（ポスター500 部、

チラシ 3,500 部）のうえ、県内市町村、愛知労働局、介護福祉士養成校等に送付する。

また、介護事業所や介護福祉士養成校等に対しては、効果的な手法により、積極的に広報活動を行うこと。

(3) 認定証及び連続認証の認定証の発行

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業実施要綱」に基づき、介護サービス第三者評価推進会議において認証を行うことを決定された事業所に対して認定証を発行する。

また３年、５年、１０年連続して認証を受けた事業所については、通常の認定証に加えて連続認証の認定証を発行する。

認定証及び連続認証の認定証の様式については、高齢福祉課が別に定めた様式を使用する。

６　その他

やむを得ない事由により委託内容が実施困難な場合には、事前に高齢福祉課と協議を行い、了承を受けること。